

平成24年 3月23日

大阪大学箕面地区教職員組合  
執行委員長 岡本真理 殿

国立大学法人大阪大学  
総務企画部長 中村信一



平成24年3月16日付け申入れに対する回答

標記文書には、今回の給与規程改正が、「労働者にとって重大な不利益変更となる」との記載がありますが、給与規程の主な改正点が次の3点からなることをまずご承知おき願います。

- ① 基本給月額の変動（一般職（一）でいうと、概ね40歳台以上の職員が受ける号俸以上に対して月例給の引下げとなります。引下げ幅は、50歳台で0.5%、40歳台後半で0.4%、40歳台前半で0.3%程度です。また、「基本給月額の経過措置」の適用を受ける者の基本給は0.49%の引下げとなります。）
- ② 「基本給月額の経過措置」の平成26年3月31日をもっての終了
- ③ 号俸の調整（昇給の抑制を受けてきた36歳未満の者に対して、平成24年4月1日に1～2号俸、号俸調整するもの）

このように、①の改正に該当しない者もいることや、③の改正に該当する者にとっては、結果として「号俸の上昇」等につながることから、大学としては今回の改正を「不利益変更」であるとは一括りに捉えることは相応しくないものと考えております。

また、②につきましても、そもそもこの「基本給月額の経過措置」自体が、平成18年4月1日施行の基本給等の改定時における経過措置であり、結果的に8年間にも及ぶ経過措置を講じることになることにもご留意願います。なお、これらのことは3月16日開催の各地区過半数代表者に対する説明会（以下「説明会」という。）の場でもご説明したところです。

以上の次第でありますので、大学としては、上記③の号俸調整が平成24年4月1日施行のものであること、及び3月5日付けで改正案を学内及び各労働組合に提示するとともに、団体交渉申入れ等には誠実に対応する旨周知していることも踏まえ、貴組合との交渉をすみやかに実施するほか、平成24年度から改正規程を施行できるよう所要の改正手続きを進めてまいりたいと考えております。

なお、標記文書には「退職金の減額」ともありますが、これは大阪大学と旧大阪外国語大学との統合に伴う労働条件の統一の一環として、第3期中期計画期間以降における退職手当の計算方法を全学的に統一することをいっておられるものと思料いたします。

ただ、今回の給与規程改正問題とはいずれにせよ別次元の問題であり、この問題については大学の考え方も既に団体交渉の場で十分に説明しておりますので、これをここでさらに繰り返すことは差し控えさせていただきます。

以上のほか、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（以下、「給与改定特例法」という。）」中、人事院勧告を反映した部分以外の部分）については、去る3月5日付け文書（「教職員の給与等について」）にも記載のとおり、国からの予算配分状況等を総合的に勘案した上で、後日改めて大学の方針を決定する予定ですが、昨年6月3日及び10月28日には、「独立行政法人（注一）国立大学法人を含む。）の役職員の給与については、法人の業務や運営のあり方等その性格に鑑み、法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう要請する」旨の閣議決定が行われたほか、給与改定特例法の成立に伴い、本年3月8日には、文部科学省大臣官房長名で各国立大学法人の長に宛て、同様の要請文書が発出されており、人事院勧告分以外の部分についても、その要請に早急に応えることが大学には求められています。このように、本学を含む国立大学法人をとりまく状況は、きわめて厳しいことにも、十分にご留意ください。

以上、お含みの上、ご理解とご協力をたまわりますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上